

がいくせき  
外国籍のみなさまへ

しょくりょうひんなどのねあがりでこまっているかていをたすけるためのきゅうふきん(今回だけ  
とくべつにもらえるお金)がもらえます。

## 1. お金をもらうことができる人

つぎのA、B、Cすべてのじょうけんにあてはまるせたい(おなじ家に住んでおなじお金でせいかつ  
する家族)のせたいぬし(家族の代表の人)は、くろめしからお金をもらえます。

A 2023年1月1日に日本国内に住民登録があり、2023年12月1日にくろめしに  
じゅうしょをとうろくしているせたい。

B せたいぜんいんにほんにいるじゅうみんぜいはらっているしんぞくなどけいぎいてきえんじょ  
を受けていないこと。

C せたいぜんいん2023年度分のじゅうみんぜい0円であること。

## 2. もらうことができる金額

せたいあたりまんえん  
1世帯あたり7万円

※1つのせたいは1回だけお金をもらえます。

※このお金をもらった人は他の市や町から同じお金はもらえません。

次に お金を もらう方法を 説明します。

### 3. お金をもらう方法

封筒の中に 入っている 物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書で 申請してください。

〒999-3999

〒999-3999  
久留米市管理課

久留米市 様



発行日 令和6年1月17日

久留米市長

久留米市管理課	
確認書No.	10123456
受付No.	

#### 物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書

標記の給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当すると思われるので、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。  
以下の内容を確認して、令和6年3月31日までに、この確認書を返送（提出）してください。

①

支給方法	口座振込
支給日	市が確認書を受領した日から3週間程度
支給口座	〇〇〇〇銀行 〇〇〇(999) 普通 1234※※※ キュウフキン タロウ
支給額	7万円

※個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。

■世帯主の方が以下の必要事項に全て記入して返送してください。

②

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）に印を入れてください）

<input type="checkbox"/>	① 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/>	② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※世帯主の氏名にチェックがある場合は、支給対象に該当し、給付金を受け取れます。  
(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません)

※令和6年3月31日までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市区町村は当給付金の支給を辞退したとみなします。

※当給付金の受け取りを辞退する場合には、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません  】

⑤

③

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	給付金 太郎	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--------	-----	----------	---------	--

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記の支給口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記支給口座が変更の場合には、以下の欄に記入してください。（長期出入金のない口座を記入しないでください）

④

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。（金融機関番号が不明なときには未記入でも構いません）

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（カナ）
1 銀行 4 信託 7 信託連 2 金庫 5 普通 3 貸付 6 滞当	本支店 本支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書きください	※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号(不明時未記入可)	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義（カナ）	
ゆうちょ銀行を選定された場合は、貯金通帳の見開き表またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※右詰めにご記入ください	※右詰めにご記入ください	※通帳の表記に合わせてください	
	1 0 ※			

代理人が確認する場合は、裏面の「代理確認・受給を行う場合には以下を記入してください。」を記入してください。

①

支給方法	口座振込
支給日	市が確認書を受領した日から3週間程度
支給口座	〇〇〇〇銀行 〇〇〇(999) 普通 1234※※※ キュウフキン タロウ
支給額	7万円

※個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。

①には、お金を振り込む銀行口座を書いています。①に何も書かれていない人、お金が振り込まれる銀行口座を①に書かれている銀行口座から変更したい人は④に、お金の振り込みをしてもらいたい世帯主の銀行口座を書いてください。

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記の支給口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記支給口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のない口座を記入しないでください）

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。（金融機関番号が不明なときには未記入でも構いません）

④

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
ア 1.銀行 4.信連 7.信濃連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	イ 本・支店 本・支所 出張所	ウ 1普通 2当座	エ ※右詰めでお書きください	オ ※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号(不明時未記入可)	店番号			

  

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	カ 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	キ ※右詰めでご記入ください	ク ※通帳の表記に合わせてください
	1. カ 0 ※	キ	ク

アには銀行名、イには支店名を書ってください。ウには普通預金か当座預金か該当する方に丸囲みをしてください。エには口座番号を、オには名前を書ってください。

振り込みをしてもらいたい銀行がゆうちょ銀行のときはカに通帳記号、キに通帳番号、クに名前を書ってください。

■世帯主の方が以下の必要事項に全て記入して返送してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）にし点を入れてください）

②	<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。	☐
	<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。	☑

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。  
（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません）

② は お金を もらうために 約束してもらうことを 書いています。

☐には 世帯の全員が 日本にいる 住民税を 払っている 親族等から 経済的援助を 受けていないこと。

☑には 住民税を 払わないといけない 収入があるのに 市役所に 連絡してない 人が いないこと。

を約束できるときに 世帯主が □に ✓を 入れてください。

両方の□に ✓がないと お金を もらえません。

(注意)

お金を もらった 後に

世帯の全員が 日本にいる 住民税を 払っている 親族等から 経済的援助を 受けている。

住民税を 払わないといけない 収入があるのに 市役所に 連絡していない 人が いる

ことが わかったときは お金を 返して もらいます。

嘘をついて お金を もらったことが わかったときは 警察に 逮捕される ことがあります。

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	給付金 太郎	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--------	-----	----------	---------	--

③ は、お<sup>かね</sup>金を もらうために 書<sup>か</sup>いてもらった 内容が 間<sup>まちが</sup>違<sup>ちが</sup>い<sup>ない</sup>ことを 約<sup>やく</sup>束<sup>そく</sup>でき  
る人<sup>ひと</sup>に サインを<sup>して</sup>もら<sup>う</sup> スペース です。㊦には世<sup>せたいぬし</sup>帯<sup>なまえ</sup>主<sup>の</sup>名<sup>な</sup>前<sup>まえ</sup>、㊧には この  
書<sup>しよるい</sup>類<sup>れい</sup>に 書<sup>か</sup>いて<sup>いる</sup>事<sup>こと</sup>が 間<sup>まちが</sup>違<sup>ちが</sup>い<sup>ない</sup>ことを 確<sup>かく</sup>認<sup>にん</sup>した<sup>ひ</sup>日<sup>び</sup>、㊨には 午<sup>ご</sup>前<sup>ぜん</sup>9時<sup>じ</sup> から午<sup>ご</sup>後<sup>ご</sup>  
5時<sup>じ</sup>までの 間<sup>あいだ</sup>に話<sup>はな</sup>す<sup>こと</sup>が でき<sup>る</sup> 電<sup>でん</sup>話<sup>わばんごう</sup>番<sup>ばんごう</sup>号<sup>ごう</sup>を 書<sup>か</sup>いて<sup>く</sup>だ<sup>さ</sup>い。

#### 4. お<sup>かね</sup>金を もら<sup>わ</sup>ない

お<sup>かね</sup>金を もら<sup>いた</sup>く<sup>な</sup>い人<sup>ひと</sup>は ⑤の □に ✓を して<sup>く</sup>だ<sup>さ</sup>い。

⑤ 給<sup>か</sup>付<sup>ふ</sup>金<sup>きん</sup>の 受<sup>う</sup>け<sup>と</sup>り<sup>を</sup>を 辞<sup>し</sup>退<sup>たい</sup>する 場<sup>ば</sup>合<sup>あ</sup>い<sup>は</sup>ず 右<sup>みぎ</sup>欄<sup>らん</sup>に ×印<sup>いん</sup>を 記<sup>き</sup>入<sup>い</sup>く<sup>だ</sup>さ<sup>い</sup>。 【 私<sup>わたくし</sup>の 世<sup>せたい</sup>帯<sup>たい</sup>は 給<sup>か</sup>付<sup>ふ</sup>金<sup>きん</sup>を 受<sup>う</sup>給<sup>く</sup>し<sup>ま</sup>せ<sup>ん</sup>  ✓】

(注<sup>ちゆうい</sup>意<sup>い</sup>)

お<sup>かね</sup>金を もら<sup>いた</sup>い<sup>人</sup>は 絶<sup>ぜつ</sup>対<sup>たい</sup>に ⑤の □に ✓を し<sup>な</sup>い<sup>で</sup>く<sup>だ</sup>さ<sup>い</sup>。

世<sup>せたい</sup>帯<sup>たい</sup>の 全<sup>ぜん</sup>員<sup>いん</sup>が 日<sup>に</sup>本<sup>ほん</sup>に 在<sup>あ</sup>る 住<sup>じゅう</sup>民<sup>みん</sup>税<sup>ぜい</sup>を 払<sup>はら</sup>っ<sup>て</sup>い<sup>る</sup> 親<sup>しん</sup>族<sup>ぞく</sup>等<sup>ら</sup>か<sup>ら</sup> 経<sup>けい</sup>済<sup>ざい</sup>的<sup>てき</sup>的<sup>てき</sup>助<sup>すけ</sup>を 受<sup>う</sup>け  
て<sup>い</sup>る。

住<sup>じゅう</sup>民<sup>みん</sup>税<sup>ぜい</sup>を 払<sup>はら</sup>わ<sup>な</sup>い<sup>とい</sup>け<sup>な</sup>い 収<sup>しゅう</sup>入<sup>にゅう</sup>が 有<sup>あ</sup>る<sup>の</sup>に 市<sup>し</sup>役<sup>やく</sup>所<sup>じょ</sup>に 連<sup>れん</sup>絡<sup>らく</sup>し<sup>て</sup>い<sup>な</sup>い 人<sup>ひと</sup>が  
い<sup>る</sup>  
こ<sup>と</sup>が わ<sup>か</sup>っ<sup>て</sup>い<sup>る</sup>と<sup>き</sup>は ⑤の □に ✓を して お<sup>かね</sup>金を もら<sup>わ</sup>な<sup>い</sup> ように  
し<sup>て</sup>く<sup>だ</sup>さ<sup>い</sup>。

#### 5. 世<sup>せたいぬし</sup>帯<sup>たい</sup>主<sup>の</sup>で<sup>な</sup>い<sup>人</sup>の 銀<sup>ぎん</sup>行<sup>こう</sup>口<sup>こう</sup>座<sup>ざ</sup>で お<sup>かね</sup>金<sup>きん</sup>の 受<sup>う</sup>け<sup>と</sup>り<sup>を</sup> し<sup>た</sup>い

世帯主ではない人（「代理人」といいます。）の銀行口座でお金の受け取りを

したいときは 物価高騰対応重点支援給付金支給要件確認書の裏面の⑥に代理人の

銀行口座を書いてください。

【注意事項】  
1. 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。  
2. 確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。  
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

⑥

■ 代理確認・受給を行う場合には以下を記入してください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所
			日中に連絡可能な電話番号 ( )	
上記の者を代理人と認め、当給付金の 〔 確認・請求 受給 〕を委任します。 確認・請求及び受給 法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名

⑦

**振込先金融機関口座確認書類**  
(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)  
表面の上の方に記載の支給口座以外の口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

⑧

**本人(代理人)確認書類**  
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付  
表面の上の方に記載の支給口座以外の口座への振込を希望される場合  
又は 代理人が確認(受給)する場合 には提出して下さい

■ 代理確認・受給を行う場合には以下を記入してください。

⑥ 代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	㉞	㉘	明治・大正・昭和・平成 ㉙ 年 月 日	㉚ 日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、当給付金の ㉗			確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 一法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。
			世帯主氏名	署名 ㉛

(注意) 友達が 代理人に なることは できません。

㉞には 代理人の 名前とフリガナを 書いてください。㉘には 世帯主と 代理人との関係 (母親、子ども など)を 書いてください。㉙には、代理人の 生まれた 年・月・日(西暦でよいです)。㉚には 代理人の 住所と 午前9時から 午後5時 までに 話すことができる 電話番号を 書きます。㉗には 世帯主が 代理人に お金を もらう 手続きの 何を 任せるのか 選んでください。

「確認」は 世帯主が 代理人に 市役所からの 質問に 答えることを 任せる ことです。

「請求」は 世帯主が 代理人に お金を もらうための 手続きを 任せる ことです。

「受給」は 世帯主が 代理人に お金を もらうための 手続きを 任せる ことです。

「確認・請求」、「受給」、「確認・請求及び受給」のどれかを ○で 囲んでください。

⑦は、お金を 振り込む 銀行口座の わかる 書類のコピー (通帳、キャッシュカードのコピー)の 提出を お願いしている ものです。